

令和3年5月18日

参議院財政金融委員会

○秋野公造君 それでは、銀行法の改正について質疑したいと思います。が、今回の制度改正では、銀行等の子会社、兄弟会社に障害者雇用促進法に係る特例会社、特例子会社が追加をされます。

よって、銀行グループにおける障害者雇用についてちよっと伺いをしたいと思いますが、この障害の世界、障害者の中で働きたいと、銀行においてもこういう機会を生かして働きたいといったようなお声がありまして、誰もが希望や能力に応じて職に就き社会に参加をすることができる共生社会を実現するという理念の下に、今全ての事業主に対して一定以上の割合で障害者雇用をするところが義務付けられているわけでありますけれども、金融分野で働きたいというお声も聞かないわけではありません。

まずは、銀行グループにおける障害者の雇用状況について伺いました。

と思います。

○政府参考人(栗田照久君) お答え申し上げます。

厚生労働省において本年一月に公表されました令和二年障害者雇用状況の集計結果によりますれば、ちよっと銀行グループに限定した結果は集計をされておりませんが、銀行グループも含まれます金融業、保険業千四百六社の雇用障害者数は二万四千八百三十四・五人、実雇用率は二・一五%となっていると承知しております。

なお、個別銀行グループの状況として申し上げますと、例えば三メガグループにおける障害者の実雇用率は二・四から二・五%程度と承知しております。

○秋野公造君 ありがとうございます。

これまで障害者雇用について関わってきたわけで、特に在宅就労も推進をしてきたわけでありましてけれども、例えば沖縄型神経原性筋萎縮症という病気でありまして全身の筋力が落ちてしまつて、そういった状況

でも、例えば家でも働くことができず。過去に、薬害エイズでなかなか社会に出れなかった人がそのままになつていたりしまして、もう五十歳ぐらいになつても社会復帰がかなわないような、だけど在宅だったら働くことができるといったような、働きたいというそういつたお気持ちに添えていくということは非常に重要だと思つているんですが、なかなか、この銀行において在宅就労を行うということとはなかなかないと聞いておりますが、せつかく今回の法改正を機会といたしまして、共生社会の実現に向けて、銀行グループも在宅就労も含めて前向きに行つていくべきではないかということ、これを大臣にお願いをしたいと思つた。が、御見解お伺いしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) これは秋野先生、今、現状においてですけれども、銀行グループというか金融業関係で、障害者が主な仕事というか、そういうのになりますと、これは公的機関から取引照会のあつたようなものに関する、事務所に設置さ

れた端末を使った調査回答というものとか、書類の搬入とか配送とか、そういったような出社を要する業務、そういうような端末は自宅にありませんから、そういったものだと承知しているんですけど。

政府全体として、働き方改革の実行計画というのを、三年だから平成二十九年か、二十九年に決定をされたんですけども、この障害者の在宅就業の推進というものを含みますこの働き方改革を進めているということなんですけれども、金融庁としても、銀行等々、地域金融機関含めますけれども、働き方、業務内容、必ずしも固定的に捉えるんじゃないくて、やることはいっぱいほかにもあるんじゃないのという、何というか、在宅就業というんですかね、在宅就業に、方向に、活用を含めて、障害者の雇用もこれでやると、実際在宅ならできるということにもなってくると思いますので、そういったものに取り組むよう、更にこれを周知させてまいりたいと考えております。

○秋野公造君 ありがとうございます

す。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。